

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年2月18日～平成26年3月27日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見① (平成26年3月10日)

今回の「ガスシステム改革」にあたって、制度設計に関する意見を申し上げます。電気事業・ガス事業の周辺環境は同じ条件で設定されるべきであり、これらに関する一部の課題につき提案させていただきます。

- (1) 現行の電気事業法とガス事業法の法体系を比較すると下記のとおりであります。

電力；電気事業法、電気用品取締法、電気工事士法

電力供給事業者、電気用品製造者、電気工事従事者への責任・義務規制が明確になっています。

ガス；ガス事業法

ガス事業者の責任として、需要家設備のガス工事・維持管理部分が含まれており、工事従事者の質的担保は各事業者の責任範囲となっております。

ガス用品については一部の機器が指定され、ガス機器製造者、販売者に対する規制があります。

- (2) 問題点としては下記のとおりであります。

①ガス工事従事者規制の関連

電力、ガスの大きな相違点は、事業に従事する工事者の資格要件であります。

電気事業では電気工事士法により需要家設備の電線工事に関与する人に対し、国家資格取得の義務があり、また、その人を監督する工事事業者に対する義務規制も明確になっています。

一方、現行ガス事業法制定時点(昭和29年ごろ)ではほとんどのガス事業者では社員が直接の業務を担当していましたから、自社の管理体制で充分対応できていました。しかし、時代背景が変わり、その後の経済構造・社会環境の変化から、当該業務は一次下請け、二次下請けという多重構造が現在の状況になっております。工事に従事する人に対する責任・義務については間接的な指導・管理の条件となっております。このため、ガス事業者としては、末端の工事人の品質担保のため、二重・三重の品質管理が必要となっております。

②需要家設備の維持管理の考え方の差

電気とガスの相違点は需要家設備の維持管理方法にあります。

電気の場合、需要家設備との責任境界点は電気メーターであり、分電盤の構造として漏電など異常の場合はブレーカーで電路を遮断することによる安全な構造となっており、屋内配線工事については電気工事士有資格者が施工責任で担務する仕組みになっています。

ガス事業では工事に関してはガス事業者の保安責任範囲であり、工事に従事する人の資格は各ガス事業者管理の保安責任の一環として、各社で教育し社内資格を設定し、現場は施工管理などで運営されています。

ガスの場合、建前としては需要家との責任境界点はあるのですが、欧米並みに明確になっていません。日本の生活慣習などから、需要家が所有する設備の維持管理を周知・調査する業務はガス事業者に保安責任が課せられております。

需要家のガス設備の維持管理については、家庭用・業務用とも多種多様な使い方があるため、ある程度ガス事業者が関与せざるを得ない事情があったと思われます。

結果として、ガス工事の施工状態の情報はガス事業者として把握せざるを得ない状況にあります。

しかし、現状では需要家内ガス設備はガス栓を含め安全設備の高度化（＊参考）が進み、さらに電気ブレーカーに相当するガスメーターに付随するマイコン機能により、ガス漏えいや地震時などの異常時は自動的にガスを停止する安全な構造になっており、現状では、需要家内のガス設備の安全レベルに関しては電気設備と差異はありません。

（３）提案

ガス事業者の保安業務は自主保安が原則ですが、工事に従事する人たちの保安意識・技能を質を確保するためにも、電気工事士法のような、全国共通となるようなガス工事人の資格制度（工事事業者を含む）を制定すべきであります。

理由；①ガス工事に従事する人及び監督事業者に対する責任・保安意識が向上し、社会全体としての効率化が図られ、安全度が向上する

②電気ブレーカーに相当するガスマイコンメーターの普及により
需要家内設備の安全化が向上している

③維持管理面ではガス事業者による定期的（４０ヶ月に１回）点検制度で担保されている

④消費者向けのコスト削減策に寄与できる

⑤自由化に伴い、ガス設備に関連する技術者・技能者の増加による
市場拡大などが図れる

なお、現在、日本ガス協会認定の「内管工事士制度」がありますが対象
は限定的であり、自主資格でもあるので国家資格になっておりません。
発展的に広げることは可能と思われます。

＊参考；需要家設備の安全化レベル向上

①内管設備の安全化

- ・過流出防止装置付きガス栓の普及
- ・フレキシブル鋼管、ポリエチレン管の普及
- ・マイコンメーターの普及
(電気ブレーカーに相当する機能、ガスが漏れたら止まる、大規模
地震が起きたら止まるなど)
- ・ガス漏れ警報器の設置(火災報知器との連動、CO警報機付き)

②ガス消費機器側の安全化

- ・室内使用型機器の安全装置装着
(ガストーブ、小型・大型湯沸器、厨房機器等)
- ・室内排気筒型機器の減少傾向(屋外型機器の普及による)

③ ソフト面

定期的な調査(3年に1回)と安全周知の実施

以上